

地盤品質証明書



報国エンジニアリング株式会社

〒561-0827 大阪府豊中市太黒町3丁目5番26号

TEL 06-6336-0228 FAX 06-6336-0146



下記物件は、地盤優良事業者連合会（地優連）の品質基準を満たし、「地優連地盤品質保証制度」に登録したことを証明します。

下記物件に地盤の不同沈下等による、建物や地盤に修繕が必要となった場合には、法律上の損害賠償責任に従って原状回復を行います。

◎物件概要

物件登録番号：[REDACTED]

建築会社：金子工務店株式会社

物件名：[REDACTED]

工事場所：[REDACTED]

調査日：2021年11月25日

◎保証内容

保証限度額	一事故あたり、原状復旧費として5000万円とする
有効期間	地盤業務終了から20年間に限ります
保証範囲	<p>不同沈下等により、基礎に著しい亀裂、損傷、たわみ、傾きが生じたことを原因とする次の状態に対する原状回復費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 建具の開閉における支障のうち、調整不能なもの 2. 床・壁・柱に生じた6°/1000以上の傾斜 3. 黒根・柱・梁に生じた著しい破損、たわみ、ねじれ 4. 不同沈下部分の建物の傾き
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 1. 建物高さ13m以下、地上3階、地下1階、延べ面積1000m²以下、設計接地圧100kN/m²以下 2. 主として専用住宅、店舗併用住宅または事務所とする 3. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類似の構造 <p>※申請建物が上記に該当しない場合は保証の対象外となります。</p>
保証対象とならない項目	<ul style="list-style-type: none"> 1. 建物自体の原因や自然の事由などによって建物や地盤が損傷した場合 2. 設計時の条件と異なる荷重条件で施工されたり、使用目的が変更（例えば専用住宅が鉄工所へ）になったり、増改築などで建物自体の構造や面積が変更になったことが原因の場合 3. 建物の居住者や使用者等の故意または重大な過失により発生した場合 4. 戦争、騒乱、落雷、爆発、地震、台風、地すべり、ガケ崩れのような自然現象や、広域沈下、宅地造成工事のミス、不具合の上うな不可抗力が原因の場合 5. 周辺で行われた工事や外部環境が当該地盤に影響を及ぼして発生した場合。例えば近隣での盛土工事、杭打ち工事、地下工事、地下水汲み上げ工事、道路工事、重量車両の通行が頻繁なことによる地盤振動が原因のものなど 6. 増築などで新築建物と既存建物が接合する場合には、接合していることに起因する接合部、既存建物および新築建物の不具合 7. 保証終了後に発見された場合

地 優 連 あんしん 制 度 証 明 書



〒111-0042 東京都台東区寿3-15-15 蔵前ミハマビル5F

TEL 03-5826-5560 FAX 03-5826-5569

◎物件概要

物件登録番号 : ■■■■■

地優連登録会社：報国エンジニアリング株式会社

建築会社：金子工務店株式会社

物件名：

工事場所：

調査日：2021年11月25日

◎保証内容

上記物件に関して、地優連登録会社が倒産等で消滅した後に損害賠償責任が確認された地盤事故は次の内容に従って保証します。

保証限度額	1. 一事故あたりの限度額は、原状復旧費として500万円とする 2. 地盤全体の年間支払限度額は3000万円とする 3. 当該地盤会社物件への通算支払限度額は3000万円とする
有効期間	基礎着工時から11年間、建物引渡しから10年間に限ります
対象建築物	1. 建物高さ13m以下、地上3階、地下1階、延べ面積1000m ² 以下、設計接地圧100kN/m ² 以下 2. 主として専用住宅、店舗併用住宅または事務所とする 3. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他これらに類似の構造 ※申請建物が上記に該当しない場合は保証の対象外となります。
保証範囲	不同沈下等により、基礎に著しい亀裂、損傷、たわみ、傾きが生じたことを原因とする次の状態に対する原状回復費用 1. 建具の開閉における支障のうち、調整不能なもの 2. 床・壁・柱に生じた6／1000以上の傾斜 3. 屋根・柱・梁に生じた著しい破損、たわみ、ねじれ 4. 不同沈下部分の建物の傾き
保証対象とならない項目	1. 建物自体の原因や自然の事由などによって建物や地盤が損傷した場合 2. 設計時の条件と異なる荷重条件で施工されたり、使用目的が変更（例えば専用住宅が鉄工所へ）になったり、増改築などで建物自体の構造や面積が変更になったことが原因の場合 3. 建物の居住者や使用者等の故意または重大な過失により発生した場合 4. 戦争、騒乱、落雷、爆発、地震、台風、地すべり、ガケ崩れのような自然現象や、広域沈下、宅地造成工事のミス・不具合のような不可抗力が原因の場合 5. 周辺で行われた工事や外部環境が当該地盤に影響を及ぼして発生した場合。例えば近隣での盛土工事、杭打ち工事、地下工事、地下水汲み上げ工事、道路工事、重量車両の通行が頻繁などによる地盤振動が原因のものなど 6. 増築などで新築建物と既存建物が接合する場合には、接合していることに起因する接合部、既存建物および新築建物の不具合 7. 保証終了後に発見された場合